

「四日市市における今後の同和行政のあり方について（答申）」  
の具体化を図るための仕組みについて（答申）

平成 19 (2007) 年 8 月 24 日  
四日市市同和行政推進審議会

平成19年 8月24日

四日市市長 井上 哲夫 様

四日市市同和行政推進審議会  
会 長 葛 山 博 次

「四日市市における今後の同和行政のあり方について（答申）」の  
具体化を図るための仕組みについて（答申）

平成18年7月24日付けをもって諮問のありました「四日市市における今後の同和行政のあり方について（答申）」の具体化を図るための仕組みについて、別添のとおり答申します。

同和問題の解決を図るため、本審議会の答申を尊重し、引き続き所要の施策の推進に努められるよう要望いたします。

## 目 次

1	はじめに .....	1
2	同和行政推進の「仕組み」の方向性 .....	1
3	同和行政全般に係る「仕組み」について.....	1～2
	(1) 審議会、ワーキングについて	
	(2) 最重要ポイントとしたもの	
	(3) 重要ポイントとしたもの	
	(4) 答申以後の方向性について	
4	各分野別の課題に対する「仕組み」について .....	2～5
	(1) 就労部門（就労に関する教育を含んで）	
	(2) 相談・地域福祉部門	
	(3) 人権プラザ活性化部門	
	(4) 人権学習センター活性化部門	
	(5) 子ども人権文化創造部門	
	(6) 別分野ワーキングとしたもの	
5	同和問題解決のための施策の推進方向 .....	5
6	おわりに .....	6

## 1 はじめに

同和対策委員会を改組した本同和行政推進審議会は、同和対策委員会から受けた「四日市市における今後の同和行政のあり方について（答申）」の実現にむけた進捗管理、評価を担う機関であり、四日市市の人権行政に関する重要な機関であると位置付けられている。

併せて隣保館運営審議会から「四日市市における今後の隣保館のあり方について（答申）」も出されており、これら2つの答申により施策の課題と方向性はすでに示されている。これらの答申のより一層の具体化を図るため、平成18年7月に四日市市長から「今後の同和行政のあり方について（答申）」の具体化を図るための仕組みについての諮問を受け、同和行政推進審議会及びそのもとにワーキング検討会を設置して精力的に審議を行った。

これまでの既存の組織や施策にとらわれない、新たな仕組みづくりが必要であるという認識のもと、これまでの答申内容を具体化するために、各種の人権活動の拠点であり同和行政推進の要でもある人権学習センター、人権プラザを含め同和行政の重要施策、施設のあり方に関し答申を行うこととした。

## 2 同和行政推進の「仕組み」の方向性

今後の同和行政推進の「仕組み」は、差別の結果として生じている格差の是正に取り組みつつも、その重点を差別や格差を生み出している原因を取り除く視点に立って創造すべきであり、特別措置から一般施策の活用・改革・創設という視点を堅持することが重要である。

また、これまでの特別措置を中心として展開されてきた同和行政の成果が損なわれることのないよう特段の配慮が必要である。

本審議会では以上のような視点に立って、同和行政推進の「仕組み」に関して基本的な方向性を示すこととし、対象とする範囲は、各分野を包括、横断するようなもの、各部門として設定するもの、また機能的・組織的要素も含め、事業、施策とともに範囲とすることにした。

基本的には、早急に取り組むべき課題と、短期中期に実現すべき課題に大別して、その具体的な例示を行った。

## 3 同和行政全般に係る「仕組み」について

### (1) 審議会、ワーキングについて

本答申の審議を円滑に行うため設置したワーキング検討会を、今後の同和行政にかかる施策の検討、新たな課題解決の機関として、同和行政

推進審議会に常設すべきである。

(2) 最重要ポイントとしたもの

「これまでの既存の組織や施策にとらわれない、新たな仕組みづくり」の必要性から、今回の仕組みのポイントとして、これまでの組織「人権学習センター」を見直し、新たな機能を附加した「人権センター」として再構築を行ったうえで、新たな施設整備や既存施設の転活用も検討する必要がある。

(3) 重要ポイントとしたもの

各部門の課題ポイントとしては、コーディネート機能により施策と施策をつなぐこと、課題をもった個人の自立自立、自己実現を優先事項として、個人への息の長い支援プランを作成していくことを重要課題と位置付け、今回の答申内容で示された方針を早急に優先的に取り組むべきである。

(4) 答申以後の方向性について

今回の答申の「仕組み」を生かし、新たに構築できるもの、活用の充実が図れるものなどについては随時検討・実施していくとともに、廃止すべきものについては早急に廃止検討すべきである。

#### 4 各分野別の課題に対する「仕組み」について

(1) 就労部門（就労に関する教育を含んで）

**答申中 項目5・同和問題解決のための施策の推進方向**

**②「地域住民の自立と自己実現を支援するための条件整備」に対応して**

・就労コーディネーターを新設し、人権プラザを核として課題や悩みを有する個人に対して、支援プランの作成を行い自立自立・自己実現への支援システムを作っていくとともに国や県の実施する施策の有効活用を図る仕組みを作る必要がある。

・一例として、市商工農水部が中心となり4地区で公共職業安定所、教育関係者、人権プラザなどを構成員として就労に関するケース会議を設置し定期的な情報交換会を開催すべきである。

(2) 相談・地域福祉部門

**答申中 項目5・同和問題解決のための施策の推進方向**

**②「地域住民の自立と自己実現を支援するための条件整備」に対応して**

・人権プラザを核として福祉などの課題や悩みを有する個人に対して支援するための関係者によるケース会議を実施し、支援プランの作成を行い自立自立・自己実現への支援ができるような仕組みを作っていく必要

がある。

・特に高齢者福祉に関しては、地元民生委員・児童委員、在宅介護支援センターなどの関係機関と連携し支援プランを作成する必要がある。

### (3) 人権プラザ活性化部門

#### 答申中 項目5・同和問題解決のための施策の推進方向

##### ③「施設を活用して住民交流を促進するための条件整備」に対応して

・人権を合言葉にした地域コミュニティの構築のための拠点施設として来館者を増加させ、人権プラザの設置目的、事業主旨の理解者の拡大を図る必要がある。

・具体化の一例として、施設利用環境の改善を図るために施設改修・整備、器具・機材等の充実・整備を速やかに行う必要がある。

また、利用施設の範囲、時間、内容などのソフト面についても上記の主旨を踏まえた見直しを行い具体化すべきである。

・新たに設置される人権センターとの連携を強化し、全市的な人権活動、人権教育・啓発の拠点化を推進するための人的・財政的整備を行う必要がある。

また、各地区人権・同和教育推進協議会の支援強化拠点と位置付け、ブロック事務局の役割を担い、指導・助言、相談、支援、調整、情報提供等行うべきである。

・併設の児童集会所については、市民の学習や交流に適した施設であり利用者のニーズに合った、幅広い年代層の効果的な利用を進めるべきである。

・各地区の人権のまちづくり事業を支援することも重要な役割であり、支援内容を具体的に定義し、積極的に支援すべきである。

・新たに生まれ変わる人権プラザに相応しい名称、親しみやすい愛称の一般募集なども実施し、周辺地域内外へアピールする必要がある。

### (4) 人権学習センター活性化部門

#### 答申中 項目5・同和問題解決のための施策の推進方向

##### ①「市民の人権意識の高揚を図るための条件整備」に対応して

人権学習センターは、名称を「人権センター」に改め、条例設置の公の施設として、名称に相応しい充実した事業内容にするべきである。

そのために以下の機能・位置付けを持たせることが重要である。

・人権施策推進プランの実現に向けた各種人権問題に関する総合調整機能を持たせる。

- ・全市的な各種人権教育・啓発の拠点とし、4カ所の人権プラザを教育・啓発分野の出先機関とする。
- ・新たに調査・研究機能を追加する。
- ・人権相談・人権救済機能の強化を図る。
- ・教育・啓発、相談などには専門性や継続性が重要であり、職員のあり方、民間活動との連携の内容など今後早急にワーキング検討会で検討し、以上の機能を備えた人権センターになるよう具体化すべきである。

#### (5) 子ども人権文化創造部門

##### 答申中 項目5・同和問題解決のための施策の推進方向

##### ①「市民の人権意識の高揚を図るための条件整備」に対応して

##### ②「地域住民の自立と自己実現を支援するための条件整備」に対応して

現在の各人権プラザ派遣指導主事を廃止し、新たに教育相談主事(兼指導主事)を配置する。教育相談主事は、教育コーディネーターとして、課題や悩みを持つ子どもや保護者への個別の相談・対応を重点事項とし、学校や関係機関との連携・調整を図る役割を担う。

<教育相談主事の具体的な役割>

- ・子ども人権文化創造事業における子どもたちの学習・交流活動の活性化。
- ・子どもたちの基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着に向けた支援。
- ・進学・就労保障のための支援および学校や教育に関する専門機関などとの連絡・連携。
- ・学校や教育に関する専門機関、就労コーディネーターと連携した人権・同和問題に関する学習、就労に関する学習の充実。
- ・子ども人権文化育成協議会などの子どもに関わる地域活動団体の地域関係者による運営支援。
- \*学校人権・同和教育全般に関わる指導・助言は課内配置の指導主事、県人権教育主事が行う。
- \*必要に応じ、人権センター内に教育相談統括主事を配置し、教育相談主事を統括するとともに、学校人権教育と社会人権教育の連携支援を行う。

#### (6) 別分野ワーキングとしたもの

- ・市営住宅部門

##### 答申中 項目5・同和問題解決のための施策の推進方向

##### ②「地域住民の自立と自己実現を支援するための条件整備」に対応して

・地域コミュニティを考慮し、今後の市営住宅のあり方を継続検討する必要がある。

・施設財産部門

#### 答申中 項目5・同和問題解決のための施策の推進方向

##### ③「施設を活用して住民交流を促進するための条件整備」に対応して

・まず、人権・同和課の所管施設・財産について、今後の方向性を決定する必要がある。

その方向性としては、地元自治会への移管条件の整備を進め、すみやかに一般施策化を実現するもの、本来所管すべき部課分についてすみやかに所管換えをする必要があるもの、さらに、今後の有効活用を検討すべきものの3種類に区分し、検討を開始すべきである。

これまでの同和対策事業にかかる施設・財産の有効活用などは、この答申の人権・同和課所管施設・財産移管の方向性をモデルとして検討し、すみやかに具体化すべきである。

## 5 同和問題解決のための施策の推進方向

「四日市市における今後の同和行政のあり方について（答申）」より

- ・特別対策としての同和対策事業は、厳しい差別の実態の早急な改善の必要性から導かれた過渡的措置である。
- ・特別対策の終了、すなわち一般施策への移行が同和問題の早期解決を目指す取組を放棄するものではない。
- ・同和問題は国民的・市民的課題であり、今後とも同和行政は市政の重要な柱である。
- ・差別の原因に迫る視点や姿勢をこれからも持ち続けることが大切である。
- ・同和問題解決のための取組があらゆる人権問題の解決へつながる。

上記にあるように、市政の重要な柱として同和問題の解決を進めるため、一般施策を活用・改革・創設していく必要がある。その際、本答申に記述した「仕組み」・課題を一例として、戦略的・手法的に多様なシステムを創造し、民間などとの任務分担などにも多くの創意工夫を加え発展させる必要がある。

分野別の仕組みに関しては、早急に実施できるよう進め、分野を横断するものなどについては、一定の制限はあるものの精力的に検討し、遅くとも平成20年度末には行政的判断が必要なものについては判断を行ない、平成21年度に予算化し具体化する必要がある。



## 6 おわりに

---

前回答申の「おわりに」にも指摘したが、豊かな人間関係の創造の視点に立ったまちづくりが最も重要であり、生活圏をともにする様々な人々をその地域社会の重要な構成員として受け止め、人間の尊厳に立脚し、お互いに支え合っていこうというコミュニティの創造、つまり、交流、連帯、支え合いといった「人権のまちづくり」としての取り組みが必要である。

この生活圏における取り組みは、全市的な広がりがあり、人権施策の根幹となる四日市市人権教育・啓発基本方針や四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例が掲げ、四日市市が目指す「人権尊重都市」の実現にほかならない。

よって、各種の人権問題の解決の先駆けとなるよう各審議会、懇話会とも整合性を図られ、実効性を重点に審議したこの答申の趣旨を十分理解され、答申実現に全市をあげて精力的に取り組まれない。